

九州大学外国人研究員等宿泊施設使用料金規程

平成16年度九大規程第66号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 3年 3月30日
 (令和2年度九大規程第86号)

(趣旨)

第1条 九州大学外国人研究員等宿泊施設使用規則(平成16年度九大規則第65号。以下「規則」という。)第9条第2項に基づく宿泊施設に係る施設使用料(ドミトリー2、伊都ゲストハウス及び伊都協奏館にあっては、共益費を含む。以下同じ。)の額及び徴収方法については、この規程の定めるところによる。

(施設使用料の額)

第2条 施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分		施設使用料	
		月額	日額
外国人研究員等宿泊施設	家族室	55,000円	2,020円
	夫婦室	37,000円	1,360円
	単身室	32,000円	1,180円
ドミトリー2	夫婦室	67,800円	2,480円
	単身室	33,600円	1,230円
伊都ゲストハウス	家族室	71,500円	2,700円
	夫婦室	60,500円	2,300円
	単身室	38,500円	1,500円
	上級単身室	47,500円	1,800円
井尻国際交流会館	夫婦室	44,000円	1,620円
	単身室	34,000円	1,250円
伊都協奏館	夫婦室	44,100円	1,610円
	単身室	24,000円	880円

2 規則第4条第1項に規定する入居期間に係る施設使用料は、月額によるものとし、前項の表の月額欄に規定する額とする。ただし、月の中途において入居し、又は退去する場合の当該月の施設使用料の額は、月額を当該月の日数で除した額に当該月における入居日数(入居日及び退去日は1日として計算する。)を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

3 規則第4条第2項に規定する入居期間に係る施設使用料の額は、第1項の表の日額欄に規定

する額に宿泊数を乗じて得た額とする。

(施設使用料の徴収方法)

第3条 前条第2項に規定する施設使用料は、毎月その月の20日までに当該月分を納付しなければならない。ただし、その月の20日前に退去しようとする者にあつては退去日までに、20日後に入居する者にあつては入居日までに納付しなければならない。

2 前条第3項に規定する施設使用料は、入居日までに納付しなければならない。

3 外国人研究員等宿泊施設、ドミトリー2及び伊都協奏館において、前2項に規定する納付日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日の前日までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4 伊都ゲストハウスにおいて、第1項及び第2項に規定する納付日が、12月29日から翌年の1月3日までの日に該当する場合は、12月28日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第25号）

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第95号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第89号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第48号）

1 この規程は、平成26年9月24日から施行する。

2 九州大学国際交流会館インターナショナルレジデンス使用料金規程（平成16年度九大規程第67号）及び九州大学国際交流会館井尻留学生会館使用料金規程（平成16年度九大規程第68号）は廃止する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第51号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学外国人研究員等宿泊施設使用料金規程第2条第1項のドミトリー2の施設使用料にかかる規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第78号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第34号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第86号）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、この規程による改正後の九州大学外国人研究員等宿泊施設使用料金規程第2条第1項の外国人研究員等宿泊施設及び井尻国際交流会館の施設使用料に係る規程については、令和3年5月1日以降の日付をもって入居の許可を行う者から適用する。ただし、令和3年4月30日以前の日付をもって入居の許可を行う者の当該許可に係る期間中に適用される施設使用料については、なお従前の例による。